

# 事前審査について

## 1 立候補届出等の事前審査

7月12日(告示日)における各種立候補届出関係書の提出にあたり、あらかじめ次により長浜市選挙管理委員会(市役所本庁舎4階総務課内)で事前審査を受けてください。

- ① 審査期日 立候補予定者説明会時にお渡しした、「事前審査受付日時」の時間にお越しください。
- ② 審査書類等
- |                                       |              |
|---------------------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> 立候補届出関係書類    | } ※詳細は裏面のとおり |
| <input type="checkbox"/> 選挙公報掲載関係書類   |              |
| <input type="checkbox"/> 公費負担関係書類     |              |
| <input type="checkbox"/> 法令に基づく届出関係書類 |              |
| <input type="checkbox"/> 選挙運動用ビラ      |              |
| <input type="checkbox"/> 選挙運動用ポスター    |              |
| <input type="checkbox"/> 事前審査票(別添封筒)  |              |
- ③ 問い合わせ 長浜市選挙管理委員会 TEL65-6503(直)

## 2 選挙運動用自動車

選挙運動用自動車に拡声機や看板等を設置する場合の取り扱い等は、管轄する警察署にお問い合わせください。

問い合わせ 長浜警察署 交通課 TEL62-0110(代) ※旧長浜市、旧東浅井郡区域  
木之本警察署 交通課 TEL82-3021(代) ※旧伊香郡区域

## 3 選挙用郵便

選挙用郵便の取り扱い等については、次にお問い合わせください。

問い合わせ 日本郵便株式会社 長浜郵便局 TEL0570-943-305(代)

## 4 選挙事務所等の建築基準法上の取り扱い

プレハブ造等の選挙事務所等を建てられる場合は、建築基準法第6条の規定により建築確認申請が必要となります。

なお、使用が短期間の場合は、建築基準法第85条第6項の仮設建築物としての適用を受けることができますが、建築確認申請とは別に、建築許可申請が必要となります。

建築確認または建築許可を受けるにあたっては、あらかじめ次にお問い合わせください。

問い合わせ 長浜市役所 建築課 建築指導室 TEL65-6543(直)

## 立候補届出事前審査書類について

事前審査書類	備考
<b>1 立候補届出関係書類</b>	
(1) 候補者届出書	
(2) 戸籍謄(抄)本	
(3) 供託証明書	
(4) 宣誓書	
(5) 所属党派証明書……………	無所属の場合は不要
(6) 候補者推薦届出承諾書 選挙人名簿登録証明書…	本人届出の場合は不要
(7) 通称認定申請書……………	通称認定申請をする場合のみ
<b>2 選挙公報掲載関係書類</b>	
(1) 選挙公報掲載申請書	
(2) 書面提出の場合:掲載文原稿 写真(各1枚)	
(3) データ提出の場合:掲載文データ 掲載文見本(各1枚)	
<b>3 公費負担関係書類</b>	
(1) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 選挙運動用自動車賃貸借契約書(写) 選挙運動用自動車運転手雇用契約書(写) 選挙運動用自動車燃料供給契約書(写)	
(2) 自動車燃料代確認申請書	
(3) ビラ作成契約届出書 選挙運動用ビラ作成契約書(写)	
(4) ビラ作成枚数確認申請書	
(5) ポスター作成契約届出書 選挙運動用ポスター作成契約書(写)	
(6) ポスター作成枚数確認申請書	
<b>4 法令に基づく届出関係書類</b>	
(1) 選挙事務所設置届 選挙事務所設置承諾書…………… 推薦届出者代表者証明書……………	本人届出の場合は不要 本人届出の場合は不要
(2) 出納責任者選任届 出納責任者選任承諾書…………… 推薦届出者代表者証明書……………	本人届出の場合は不要 本人届出の場合は不要
(3) 事務員・車上運動員・手話通訳者・要約筆記者届出書	
<b>5 選挙運動用ビラ、ポスター</b>	
見本 各1部	